

横手市前郷墓園 返還墓地募集案内

返還墓地とは？

過去に前郷墓園の使用を許可された方が、ご自身の都合(転居や改葬等)で墓地区画を使用する必要がなくなったために市に返還された墓地です。

所在地

横手市前郷字兀山115番地

募集する墓地区画

今回募集する区画は『園路墓地』及び『規制墓地』です。

【園路墓地】

土地のみの墓地で、規定の範囲内で自由な形態の墓石を立てることができます。

※規格: 7.5㎡⇒間口2.5m×奥行3.0m、6.0㎡⇒間口2.0m×奥行3.0m

12.0㎡⇒間口3.0m×奥行4.0m

【規制墓地】

お骨を入れるカロート、台石付で、規定された墓石と花立を建てていただきます。

※規格: 間口2m×2m

申込要件

市内に現住所または本籍を有する方。

※原則、横手市内在住の代理人が必要です。

申込方法

募集区画から希望する区画を1か所選び、「墓地使用許可申請書」を生活環境課まで提出してください。

(申請書は横手市役所本庁舎1階8番窓口に準備しています。)

注意事項について

原状引き渡しとなるため、お申込み前に必ず現地で区画を確認してから申し込んでください。



その他

?なぜ現地で確認する必要があるのか?

造成した年度が違いため、区画の大きさや境界ブロック、砕石の状況、コンクリートの劣化具合等、実際に現地で確認していただきたい事項が多くあります。

また、条件(水場や駐車場からの距離等)も違うことから、現地の状況に納得していただいた方に使用を許可したいと考えているためです。

お問い合わせ先

担当:市民生活部生活環境課 環境係

所在地:横手市役所本庁舎 横手市中央町8-2

電話:0182-35-2184

FAX:0182-33-7838

E-mail:kankyo@city.yokote.lg.jp